

令和2年第5回

小松市議会定例会議案

令和2年(2020年)11月

目 次

議案番号	議 件 名	頁
議案第74号	小松市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について……………	1
議案第75号	令和2年度小松市一般会計補正予算(第11号)……………	5
議案第76号	令和2年度小松市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)……………	11
議案第77号	令和2年度小松市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)……………	15
議案第78号	令和2年度小松市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)……………	19
議案第79号	令和2年度小松市水道事業会計補正予算(第1号)……………	23
議案第80号	令和2年度小松市下水道事業会計補正予算(第1号)……………	25
議案第81号	令和2年度国民健康保険小松市民病院事業会計補正予算(第6号)……………	27
議案第82号	Artist Collegeこまつ観音下条例について……………	29
議案第83号	SDG s こまつ未来基金条例について……………	33
議案第84号	小松市放課後児童健全育成事業に関する条例について……………	35
議案第85号	小松都市計画事業小松市安宅新地区土地区画整理事業の施行に関する 条例について……………	39
議案第86号	小松市立小学校及び中学校設置条例等の一部を改正する条例について…	47
議案第87号	小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について……………	49
議案第88号	小松市消防団員の定員, 任免, 給与, 服務等に関する条例の一部を改 正する条例について……………	51
議案第89号	特定事業契約について……………	53
議案第90号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について……………	55
議案第91号	指定管理者の指定について……………	59
議案第92号	指定管理者の指定について……………	69
議案第93号	専決処分の承認を求めることについて……………	71
報告第15号	専決処分の報告について……………	77

議案第74号

小松市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

小松市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(小松市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 小松市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年小松市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第2条 小松市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

(小松市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 小松市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年小松市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第4条 小松市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年小松市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第6条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(小松市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 小松市特別職の職員の給与に関する条例(昭和33年小松市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第8条 小松市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定については、令和3年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の小松市一般職の職員の給与に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の小松市会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定、第5条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の規定及び第7条の規定による改正後の小松市特別職の職員の給与に関する条例の規定は、令和2年12月1日から適用する。

(市長への委任)

第2条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長

が定める。

議案第75号

令和2年度小松市一般会計補正予算 (第11号)

令和2年度小松市の一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ380,215千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60,265,061千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の補正は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の補正は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	市税	15,855,000	△130,000	15,725,000
	2 固定資産税	6,940,000	△110,000	6,830,000
	6 都市計画税	948,000	△20,000	928,000
16	国庫支出金	21,522,415	140,596	21,663,011
	1 国庫負担金	5,164,033	105,700	5,269,733
	2 国庫補助金	16,275,988	33,396	16,309,384
	3 国庫委託金	82,394	1,500	83,894
17	県支出金	3,734,032	52,850	3,786,882
	1 県負担金	2,389,825	52,850	2,442,675
19	寄附金	351,327	4,000	355,327
	1 寄附金	351,327	4,000	355,327
20	繰入金	848,892	63,300	912,192
	1 基金繰入金	848,892	63,300	912,192
21	繰越金	68,836	88,169	157,005
	1 繰越金	68,836	88,169	157,005
23	市債	5,123,400	161,300	5,284,700
	1 市債	5,123,400	161,300	5,284,700
	歳 入 合 計	59,884,846	380,215	60,265,061

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	352,645	△12,740	339,905
	1 議会費	352,645	△12,740	339,905
2	総務費	3,812,755	△66,236	3,746,519
	1 総務管理費	2,791,411	△88,935	2,702,476
	2 徴税費	601,711	7,704	609,415
	3 戸籍住民基本台帳費	257,745	17,667	275,412
	4 選挙費	77,071	3,599	80,670
	5 統計調査費	50,185	△31	50,154
	6 監査委員費	34,632	△6,240	28,392
3	民生費	17,041,366	272,864	17,314,230
	1 社会福祉費	7,185,256	24,049	7,209,305
	2 児童福祉費	8,979,333	248,363	9,227,696
	3 生活保護費	876,777	452	877,229
4	衛生費	2,903,942	65,528	2,969,470
	1 保健衛生費	904,484	29,509	933,993
	2 環境対策費	1,209,258	36,019	1,245,277
6	農林水産業費	1,911,145	32,986	1,944,131
	1 農業費	1,632,926	7,436	1,640,362
	2 林業費	237,647	26,936	264,583
	3 水産業費	40,572	△1,386	39,186
7	商工費	12,677,853	10,755	12,688,608
	1 商工費	12,677,853	10,755	12,688,608
8	土木費	5,960,522	1,285	5,961,807
	1 土木管理費	113,765	2,174	115,939
	2 道路橋りょう費	1,106,958	685	1,107,643
	3 河川費	211,446	200	211,646

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	4 都市計画費	1,483,789	3,073	1,486,862
	6 飛行場費	628,734	2,472	631,206
	7 住宅費	139,185	△7,319	131,866
9	消防費	1,349,421	△3,698	1,345,723
	1 消防費	1,349,421	△3,698	1,345,723
10	教育費	8,056,840	79,471	8,136,311
	1 教育総務費	1,290,560	19,429	1,309,989
	2 小学校費	1,671,795	5,965	1,677,760
	3 中学校費	573,746	△3,713	570,033
	4 高等学校費	539,681	△5,248	534,433
	5 社会教育費	1,628,493	2,678	1,631,171
	6 保健体育費	1,172,697	60,360	1,233,057
	歳 出 合 計	59,884,846	380,215	60,265,061

第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
市 単 道 路 整 備 費	令和3年度	150,000

第3表 地方債補正

(追加)

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
体育施設整備費	13,400	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
カヌー競技施設整備費	6,900			
猶予特例債	130,000			
計	150,300			

(変更)

(単位千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
フローラルこまつ推進費	4,400	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。	15,400	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
計	5,123,400				5,134,400			

令和2年度小松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和2年度小松市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53,743千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,321,943千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	県支出金	7,438,986	3,500	7,442,486
	1 県補助金	7,438,985	3,500	7,442,485
5	繰入金	694,141	8,352	702,493
	1 一般会計繰入金	693,091	5,352	698,443
	2 基金繰入金	1,050	3,000	4,050
6	繰越金	8,901	22,481	31,382
	1 繰越金	8,901	22,481	31,382
7	諸収入	34,223	19,410	53,633
	2 雑入	13,221	19,410	32,631
	歳 入 合 計	10,268,200	53,743	10,321,943

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	146,241	5,352	151,593
	1 総務管理費	146,081	5,352	151,433
7	諸支出金	22,012	48,391	70,403
	1 償還金及び還付加算金	10,901	45,342	56,243
	6 諸支出金	0	3,049	3,049
	歳 出 合 計	10,268,200	53,743	10,321,943

令和2年度小松市介護保険事業特別会
計補正予算（第3号）

令和2年度小松市の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,120千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,165,792千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	国庫支出金	2,224,773	5,624	2,230,397
	2 国庫補助金	542,622	5,624	548,246
4	支払基金交付金	2,634,831	△66	2,634,765
	1 支払基金交付金	2,634,831	△66	2,634,765
5	県支出金	1,459,226	36	1,459,262
	2 県補助金	79,162	36	79,198
7	繰入金	1,506,470	2,526	1,508,996
	1 一般会計繰入金	1,506,470	2,526	1,508,996
	歳 入 合 計	10,157,672	8,120	10,165,792

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	152,277	6,490	158,767
	1 総務管理費	93,277	9,400	102,677
	2 介護認定審査会費	59,000	△2,910	56,090
3	地域支援事業費	507,500	130	507,630
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	272,960	△170	272,790
	2 包括的支援事業費	175,300	300	175,600
6	諸支出金	29,508	1,500	31,008
	1 償還金及び還付加算金	29,508	1,500	31,008
	歳 出 合 計	10,157,672	8,120	10,165,792

議案第78号

令和2年度小松市後期高齢者医療特別 会計補正予算（第1号）

令和2年度小松市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,013千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,593,013千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	360,600	1,972	362,572
	1 一般会計繰入金	360,600	1,972	362,572
4	繰越金	1	3,653	3,654
	1 繰越金	1	3,653	3,654
5	諸収入	57,398	1,388	58,786
	3 雑入	55,288	1,388	56,676
	歳 入 合 計	1,586,000	7,013	1,593,013

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	37,757	3,360	41,117
	1 総務管理費	37,757	3,360	41,117
2	後期高齢者医療広域連合納付金	1,480,842	3,653	1,484,495
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,480,842	3,653	1,484,495
	歳 出 合 計	1,586,000	7,013	1,593,013

議案第79号

令和2年度小松市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和2年度小松市の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度小松市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
			（△は減を示す。）
	支	出	
第1款 水道事業費用	2,353,200千円	△3,500千円	2,349,700千円
第1項 営業費用	2,231,204千円	△3,500千円	2,227,704千円

第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「770,000千円」を「773,000千円」に、過年度分損益勘定留保資金「125,491千円」を「434,282千円」に、当年度分損益勘定留保資金「538,243千円」を「181,127千円」に改め、「過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額51,325千円」を加え、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
			（△は減を示す。）
	支	出	
第1款 資本的支出	891,400千円	3,000千円	894,400千円
第1項 建設改良費	623,909千円	3,000千円	626,909千円

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
			(△は減を示す。)
(1) 職員給与費	175,003千円	△500千円	174,503千円

議案第80号

令和2年度小松市下水道事業会計補正 予算（第1号）

第1条 令和2年度小松市の下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度小松市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
			（△は減を示す。）
			支 出
第1款 下水道事業費用	4,130,700千円	△3,200千円	4,127,500千円
第1項 営業費用	3,378,745千円	△3,200千円	3,375,545千円

第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,857,800千円」を「1,859,800千円」に、過年度分損益勘定留保資金「530,062千円」を「536,885千円」に、当年度分損益勘定留保資金「1,277,633千円」を「1,253,855千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「50,105千円」を「69,060千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
			（△は減を示す。）
			支 出
第1款 資本的支出	4,562,200千円	2,000千円	4,564,200千円

第1項 建設改良費 856,249千円 2,000千円 858,249千円

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
			(△は減を示す。)
(1) 職員給与費	118,715千円	△1,200千円	117,515千円

議案第81号

令和2年度国民健康保険小松市民病院 事業会計補正予算（第6号）

第1条 令和2年度小松市の国民健康保険小松市民病院事業会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度国民健康保険小松市民病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)		(計)
	収	入	
第1款 病院事業収益	8,632,700千円	15,300千円	8,648,000千円
第2項 医業外収益	699,780千円	15,300千円	715,080千円
	支		出
第1款 病院事業費用	8,610,500千円	15,300千円	8,625,800千円
第1項 医業費用	8,531,462千円	15,300千円	8,546,762千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「152,107千円」を「152,028千円」に、「3,667千円」を「3,746千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)		(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	1,274,300千円	20,500千円	1,294,800千円
第4項 補助金	9,100千円	20,500千円	29,600千円

	支	出	
第1款 資本的支出	1,473,500千円	20,500千円	1,494,000千円
第1項 建設改良費	950,500千円	20,500千円	971,000千円

議案第82号

Artist College こまつ観音下条例に について

Artist College こまつ^{かながそ}観音下条例を次のように制定する。

Artist College こまつ観音下条例

小松の里山は、霊峰白山が育む清流をはじめ、豊かな自然環境や歴史ある古民家、棚田といった日本の原風景が残されています。

また、日本遺産としての石切り場や鉱山跡など、歴史と文化が集積され、地域に根付く農林水産業など世界に誇れる「食」や「文化」を先人から受け継いできました。これらの資源を滞在を通して学び、体験できる活動拠点として、小松の里山の魅力を国内外へ発信し、都市と農村の交流促進と地域活性化を図るとともに、持続可能な里山を未来につなげるためにこの条例を制定します。

(設置)

第1条 里山の豊かな自然や文化を活用し、里山地域全体の活性化を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、里山滞在交流施設（以下「滞在交流施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 滞在交流施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 Artist College こまつ観音下

位置 小松市観音下町口48番地

(事業)

第3条 第1条に規定する目的を達成するため、滞在交流施設は、次の事業を

行う。

- (1) 里山の自然・文化の体験及び滞在交流に関する事業
- (2) 食及び農業体験を通じた学びの提供に関する事業
- (3) 「環境王国こまつ」の魅力発信に関する事業
- (4) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事業
(使用の承認)

第4条 滞在交流施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の承認をするときは、管理上必要な条件を付することができる。
(使用の不承認)

第5条 市長が使用を不適當であると認めるときは、滞在交流施設の使用を承認しないものとする。

(使用の承認の取消し等)

第6条 市長は、第4条第1項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したときは、使用の承認を取り消し、使用を停止させ、又は使用の承認の条件を変更することができる。

(使用料)

第7条 市長は、使用者から規則に定める使用料を徴収する。

(損害の賠償)

第8条 使用者は、施設、附属設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、市長の認定に基づき、原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第9条 市長は、法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に滞在交流施設の管理を行わせることができる。

- 2 前項の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第4条から第7条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるも

のとする。

(指定管理者が行う業務)

第10条 指定管理者が行う業務の範囲は、規則で定めるものとする。

(利用料金の收受等)

第11条 市長は、第9条の規定により指定管理者に滞在交流施設の管理を行わせる場合は、法第244条の2第8項の規定により、利用料金を指定管理者の収入として收受させるものとする。

2 前項の利用料金は、法第244条の2第9項の規定により、指定管理者が規則で定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(本市の免責)

第12条 本市は、この条例の規定に基づく処分によって、使用者が損害を受けることがあっても、一切その責めを負わない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 滞在交流施設の管理や使用に係る手続その他滞在交流施設を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第83号

SDG s こまつ未来基金条例について

SDG s こまつ未来基金条例を次のように制定する。

SDG s こまつ未来基金条例

(設置)

第1条 地球環境の保全、科学技術イノベーションの推進及び安全で安心な地域社会の形成を図るため、SDG s こまつ未来基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 前条を目的として指定された寄附金は、基金として積み立てる。

2 前項の規定にかかわらず、地域再生法（平成17年法律第24号）第13条の2に基づく法人からの寄附金（以下「企業版ふるさと納税」という。）のうち、一般会計歳入歳出予算で定める額は、基金として積み立てることができる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も安全かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

2 前項のうち、企業版ふるさと納税を積み立てたものから生じたものは、企業版ふるさと納税を積み立てたものに繰り入れる。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用すること

ができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、基金に属する現金のうち企業版ふるさと納税を積み立てたものは、歳計現金に繰り替えて運用することができないものとする。

(処分)

第6条 基金は、第1条の目的を達成するための財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、基金に属する現金のうち企業版ふるさと納税を積み立てたものは、規則で定めるものに要する経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第84号

小松市放課後児童健全育成事業に関する条例について

小松市放課後児童健全育成事業に関する条例を次のように制定する。

小松市放課後児童健全育成事業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本市の区域内で行われる放課後児童健全育成事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項の放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(設備及び運営に関する基準)

第2条 法第34条の8の2第1項の設備及び運営の基準は、別に規則で定めるものを除き、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「省令」という。）に定めるところによる。

(事業の実施)

第3条 本市は、法第34条の8第1項の規定により、次の施設において放課後児童健全育成事業を行う。

- (1) 本市の小学校及び義務教育学校（小松市立小学校等設置条例（昭和40年小松市条例第19号）に規定する小学校及び義務教育学校をいう。）
- (2) 次条の子育てセンター
- (3) その他市長が認める施設

(子育てセンターの設置等)

第4条 本市は、次の事業を実施するため、別表のとおり子育てセンター（以下「子育てセンター」という。）を設置する。

- (1) 放課後児童健全育成事業その他の子育てに関する事業
- (2) 子育てセンターの施設及び設備の維持管理に関する事業
- (3) その他子育てセンターの管理上必要があると市長が認める事業
(子育てセンターの開所時間及び休所日)

第5条 子育てセンターの開所時間及び休所日は、規則で定めるところによる。
(子育てセンターの指定管理者による管理)

第6条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。次条において同じ。）に子育てセンターの管理を行わせることができる。
(子育てセンターの指定管理者が行う業務)

第7条 指定管理者が行う業務は、第4条各号の業務とする。
(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(小松市子育てを支援する施設に関する条例及び小松市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止)
- 2 小松市子育てを支援する施設に関する条例（平成13年小松市条例第39号）及び小松市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年小松市条例第35号）は、廃止する。

別表（第4条関係）

設置する施設	
名称	所在地
小松市立荒屋子育てセンター	小松市荒屋町丁42番地2
小松市立犬丸子育てセンター	小松市蛭川町西15番地1

小松市立向本折子育てセンター	小松市向本折町カ67番地1
小松市立中海子育てセンター	小松市中海町山林ニ8番地1
小松市立安宅子育てセンター	小松市安宅町ヨ132番地
小松市立日末子育てセンター	小松市日末町ニ52番地
小松市立矢田野子育てセンター	小松市上荒屋町ナ1番地2
小松市立月津子育てセンター	小松市月津町ユ113番地
小松市立第一子育てセンター	小松市糸町4番地18
小松市立木場子育てセンター	小松市木場町ハ36番地1
小松市立蓮代寺子育てセンター	小松市蓮代寺町ハ丙16番地
小松市立符津子育てセンター	小松市符津町ハ100番地

議案第85号

小松都市計画事業小松市安宅新地区土地 地区画整理事業の施行に関する条例に ついて

小松都市計画事業小松市安宅新地区土地地区画整理事業の施行に関する条例を次のように制定する。

小松都市計画事業小松市安宅新地区土地地区画整理事業 の施行に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 費用の負担（第6条）
- 第3章 土地地区画整理審議会（第7条－第15条）
- 第4章 地積の決定の方法（第16条－第18条）
- 第5章 評価（第19条・第20条）
- 第6章 清算（第21条－第24条）
- 第7章 雑則（第25条－第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、小松市（以下「市」という。）が土地地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第3条第4項の規定により施行する小松市安宅新地区における土地地区画整理事業（以下「事業」という。）に関し、法第53条第2項に掲げる事項その他必要な事項を定めるものとする。

（事業の名称）

第2条 事業の名称は、小松都市計画事業小松市安宅新地区土地地区画整理事業

とする。

(施行地区)

第3条 事業の施行地区は、小松市安宅新町及び草野町の各一部とする。

(事業の範囲)

第4条 事業の範囲は、法第2条第1項及び第2項に規定する事業とする。

(事務所の所在地)

第5条 事業の事務所は、小松市小馬出町91番地小松市役所内に置く。

2 市長は、前項の事務所のほか、特定の事務を処理するために必要な事務所を置くことができる。

第2章 費用の負担

(費用の負担)

第6条 事業の施行に要する費用は、次に掲げるものによって充てるほか、市が負担する。

- (1) 法第120条第1項の規定による公共施設管理者負担金
- (2) 法第121条の規定による国庫補助金
- (3) 別途協定により定める負担金

第3章 土地区画整理審議会

(審議会の名称)

第7条 法第56条第1項の規定により市が設置する土地区画整理審議会の名称は、小松市安宅新地区土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）とする。

(委員の定数)

第8条 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人とする。

2 委員の定数のうち、法第58条第3項の規定により市長が事業について学識経験を有する者から委員（以下「学識経験委員」という。）を選任するものとし、その定数は、2人とする。

(権利者の数が委員の定数を超えない場合の審議会の構成)

第9条 施行地区内の宅地所有者及び施行地区内の借地権者の数が選挙すべき

委員の数を超えない場合においては、法第58条第1項の選挙に代えて、宅地所有者又は借地権者で委員となることを承諾した者が、委員となるものとする。

2 前項の場合において前条第2項の規定にかかわらず、市長は、宅地所有者及び借地権者の数の4分の1を超えない範囲内において（その数の4分の1が1人に満たないときは、1人）、事業について学識経験を有する者のうちから委員を選任することができる。

3 第1項の場合において、宅地所有者及び借地権者の数が選挙すべき委員の数を超えたときは、ただちに、委員は、宅地所有者及び借地権者が、それぞれのうちから各別に選挙する。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、5年とする。

（立候補制）

第11条 委員（学識経験委員を除く。）は、候補者のうちから選挙する。

（予備委員）

第12条 法第59条第1項の規定により、審議会に宅地所有者から選挙される委員及び借地権者から選挙される委員についての予備委員（以下「予備委員」という。）をそれぞれ置く。

2 予備委員の数は、宅地所有者から選挙すべき委員の数又は借地権者から選挙すべき委員の数のそれぞれ半数以内とする。ただし、選挙すべき委員の数が1人の場合は、1人とする。

3 予備委員は、委員の選挙において、当選人を除いて、次条に定める数以上の得票があった者のうち得票数の多い者から順次定めるものとし、得票数が同じであるときは、市長がくじにより順位を定めるものとする。

4 前項の規定により予備委員を定めた場合においては、市長は、予備委員になった者にその旨を通知するとともに、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号。以下「令」という。）第35条第5項の公告と併せて予備委員の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに委

員に補充すべき順位)を公告するものとする。

5 第3項の規定により予備委員として定められた者は、前項の公告があった日において、予備委員の地位を取得するものとする。

6 委員について、令第35条第2項の規定により当選人を定めた場合において、その当選人となった者及び既に予備委員である者を除き、次条に定める数以上の得票があった者があるときは、第3項及び第4項の規定により予備委員を新たに定めることができる。

7 法第59条第5項の規定により予備委員によって委員を補充する場合は、第4項の規定により公告された委員に補充すべき順序に従い、予備委員をもって補充するものとする。

(当選人又は予備委員となるのに必要な得票数)

第13条 選挙による委員又は予備委員となるのに必要な得票数は、その選挙における有効投票の総数を当該選挙において選挙すべき委員の数で除して得票数の4分の1以上の数とする。

(委員の補欠選挙)

第14条 宅地所有者から選挙された委員又は借地権者から選挙された委員の欠員がそれぞれの定数の3分の1を超えるに至った場合において、補充すべき予備委員がないときは、令第42条に規定する場合を除き、それぞれの委員の補欠選挙を行うものとする。

(学識経験委員の補充)

第15条 学識経験委員に欠員を生じた場合においては、市長は、速やかに補欠の委員を選任するものとする。

第4章 地積の決定の方法

(基準地積の決定)

第16条 換地計画(法第86条第1項の換地計画をいう。以下同じ。)において、換地を定めるときの基準となる従前の宅地各筆の地積(以下「基準地積」という。)は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)現在におけるその登記されている地積(以下「登記地積」という。)とし、施行日現在

において登記されていない宅地については、市長が実測して定めた地積とする。

(基準地積の更正等)

第17条 宅地所有者は、基準地積が事実と相違すると認められるときは、施行日から60日以内に市長に地積の更正を申請することができる。

2 前項の申請があったときは、市長は、同項の申請を行った者及び関係する宅地所有者の立会いを求めて、当該申請に係る宅地の地積を確認しなければならない。基準面積が明らかに事実と相違すると思慮される宅地についても同様とする。

3 市長は、前項の確認により基準地積が明らかに事実と相違すると認めるときは、その基準地積を更正するものとする。

4 基準日後に分筆した宅地の分筆後の各筆の基準地積は、分筆前の宅地の基準地積を分筆後の各筆の登記された地積にあん分して得た地積とし、基準日後に合筆した宅地の合筆後の基準地積は、合筆前の各筆の基準地積を合計した地積とする。ただし、分筆後の宅地各筆の所有者全員が連署した書面をもってこれと異なる申出をした場合は、分筆前の宅地の基準地積をその申出による割合であん分して得た地積とすることができる。

(基準権利地積)

第18条 換地計画において換地について所有権以外の権利（処分の制限を含む。以下この条において同じ。）の目的となるべき宅地又はその部分及び清算金額を定めるときの基準となる従前の宅地について存する所有権以外の権利の目的である宅地又はその部分の地積は、登記地積又は法第85条第1項の規定による申告に係る地積（地積の変更について同条第3項の規定による申出があったときは、その変更後の地積。以下「申告地積」という。）とする。ただし、その登記地積又は申告地積が当該地積の存する宅地の基準地積に符合しないときは、市長がその宅地の基準地積の範囲内で定めた地積をもってその権利の基準地積とする。

第5章 評価

(宅地の評価)

第19条 従前の宅地及び換地の価額は、市長がその位置、地積、土質、水利、利用状況、環境、近傍類地の取引価格等を総合的に考慮し、評価員の意見を聞いて定める。

(権利の評価)

第20条 所有権以外の権利（地役権、先取特権、質権及び抵当権を除く。以下同じ。）の存する従前の宅地及び換地についての所有権又は所有権以外の権利の価額は、当該従前の宅地及び換地の価額にそれぞれの権利価額の割合を乗じて得た額とする。

2 前項の権利価額の割合は、市長が前条の従前の宅地及び換地の価額、賃貸料、位置、土質、水利、利用状況、環境、近傍類地の権利価額等を総合的に考慮し、評価員の意見を聞いて定める。

第6章 清算

(清算金の算定)

第21条 清算金（法第94条の規定により清算される金銭をいう。以下同じ。）の額は、従前の宅地の価額の総額に対する換地の価額の総額の比を従前の宅地の価額（従前の宅地について所有権以外の権利が存する場合には、所有権又は所有権以外の権利の価額）に乗じて得た額（以下「従前の権利価額」という。）と当該換地の価額（換地について所有権以外の権利が存する場合には、所有権又は所有権以外の権利の価額）との差額とする。

2 換地を定めないで金銭で清算する場合又は所有権以外の権利を消滅させて金銭で清算する場合における交付すべき清算金の額は、従前の権利価額とする。

(清算金の徴収の通知)

第22条 市長は、清算金を徴収する場合においては、その期限及び場所を定め、あらかじめこれを納付すべき者に通知するものとする。

(清算金の分割徴収又は分割交付)

第23条 市長は、徴収すべき清算金の総額が1万円以上である場合は当該清算

金を分割徴収することができる。

- 2 市長は、交付すべき清算金の総額が1万円以上である場合は当該清算金を分割交付することができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、第1項の分割徴収及び前項の分割交付に関し必要な事項は、規則で定める。

(仮清算への準用)

第24条 第21条から前条までの規定は、仮清算（法第102条第1項の規定による仮清算をいう。）に準用する。

第7章 雑則

(権利の異動の届出等)

第25条 施行日の翌日から法第103条第4項の規定による換地処分公告の日までの間において、施行地区内の宅地又は建築物等に関する権利の異動を生じたときは、当事者双方が連署して遅滞なく市長に届け出なければならない。ただし、連署を得ることができないときは、その正当な理由を記載した書面を別に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、法第88条第2項の規定による換地計画の縦覧開始の公告の日から法第103条第4項の規定による換地処分公告の日までの間は、法第85条第4項の規定により同条第1項の規定による申告又は同条第3項の規定による届出は受理しないものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、令第19条の規定による委員の選挙期日の公告の日から起算して20日を経過した日から令第22条第1項の公告がある日までの間は、法第85条第4項の規定により、借地権について同条第1項の規定による申告又は同条第3項の規定による届出は受理しないものとする。

(換地処分の時期の特例)

第26条 換地計画に係る区域全部について公共施設に関する工事が完了していない場合においても、市長が必要と認めるときは、法第103条第2項の規定により換地処分を行うことができるものとする。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、事業の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、小松都市計画事業小松市安宅新地区土地区画整理事業の事業計画決定の公告の日から施行する。

議案第86号

小松市立小学校及び中学校設置条例等 の一部を改正する条例について

小松市立小学校及び中学校設置条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市立小学校及び中学校設置条例等の一部を改正 する条例

(小松市立小学校及び中学校設置条例の一部改正)

第1条 小松市立小学校及び中学校設置条例(昭和40年小松市条例第19号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小松市立小学校等設置条例

第1条中「, 小学校及び中学校」を「, 小学校, 中学校及び義務教育学校」に改める。

第2条第1項中「小学校及び中学校」を「小学校, 中学校及び義務教育学校」に改め, 同条第2項中「別表第1及び別表第2」を「別表第1から別表第3まで」に改める。

別表第1 小松市立松東みどり学園(小学部)の項を削る。

別表第2 小松市立松東中学校の項を削り, 同表の次に次の1表を加える。

別表第3 (第2条関係)

義務教育学校の部

名称	位置
小松市立松東みどり学園	小松市江指町丙30番地

(小松市立小学校, 中学校及び高等学校の学校医, 学校歯科医及び学校薬剤

師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

第2条 小松市立小学校，中学校及び高等学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年小松市条例第27号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小松市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例

第1条中「小松市立小学校，中学校及び高等学校」を「小学校，中学校，義務教育学校及び高等学校」に改める。

（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第3条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年小松市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 小松市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成14年小松市条例第27号)の適用を受ける者

附 則

この条例は，令和3年4月1日から施行する。

議案第87号

小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小松市国民健康保険税条例（昭和31年小松市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第21条第1号中「, 33万円」を「, 43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り, 年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい, 給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては, 43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め, 同条第2号及び第3号中「, 33万円」を「, 43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては, 43万円に当該給与所得者等の数から1

を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改める。

附則第2項中「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「所得税法」に改め、「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「とあるのは、「法」を「とあるのは「法」に、「とする。））」を「とする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の小松市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第88号

小松市消防団員の定員，任免，給与， 服務等に関する条例の一部を改正する 条例について

小松市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する
条例の一部を改正する条例

小松市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例（昭和46年小松市条例第16号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小松市消防団条例

第1条中「，消防組織法（昭和22年法律第226号）第19条第2項」を「，消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項，第19条第2項」に，「，非常勤の消防団員」を「，消防団の設置，名称及び区域並びに非常勤の消防団員」に，「，給与，分限及び懲戒，服務その他」を「，報酬，分限及び懲戒，服務等」に改める。

第17条を第18条とし，第7条から第16条までを1条ずつ繰り下げる。

第6条各号列記以外の部分中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め，同条を第7条とする。

第5条第1項各号列記以外の部分中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め，同条第2項各号列記以外の部分中「，次の各号の一」を「，次の各号のいずれか」に改め，同項第1号中「前条各号（第3号を除く。）の一」を

「前条各号(第3号を除く。)のいずれか」に改め、同項第2号中「第3条第1号」を「第4条第1号」に改め、同条を第6条とする。

第4条各号列記以外の部分中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第2号中「第6条」を「第7条」に改め、同条を第5条とする。

第3条第3号を次のように改め、同条を第4条とする。

(3) 心身ともに健康な者

第2条中「, 428人」を「, 410人」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(消防団の設置, 名称及び区域)

第2条 市に消防団を設置する。

2 前項の消防団の名称は, 小松市消防団と称し, 管轄区域は小松市一円とする。

別表を次のように改める。

別表 (第13条関係)

階級	金額 (年額)
団長	106,000 円
副団長	81,000 円
分団長	66,000 円
副分団長	59,000 円
部長	57,000 円
班長	56,000 円
団員	54,000 円

附 則

(施行期日)

1 この条例は, 令和3年4月1日から施行する。

(小松市消防団の設置等に関する条例の廃止)

2 小松市消防団の設置等に関する条例 (昭和46年小松市条例第15号) は, 廃止する。

議案第89号

特定事業契約について

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により、次のとおり特定事業契約を締結する。

1 事業名 小松市宮木曾町地域優良賃貸住宅整備事業

2 事業区域 小松市安宅町甲10番地ほか58筆

3 契約の方法 一般競争入札

4 契約金額 (1) 地域優良賃貸住宅の整備（支出）

金 462,000,000円

上記金額に、特定事業契約書の定める方法により算定した物価変動による増減額及び法令変更による増減額並びに当該増減額に係る消費税及び地方消費税相当額を加算した額

(2) 余剰地の処分（収入）

金 31,000,000円

処分面積 土地 9,567平方メートル

余剰地の面積が変更となるような事態が発生した場合、変更された面積により、対価の変更又は清算を実施する。

5 契約の相手方 代表企業 小松市浮城町76番地1

株式会社トーケン 小松本社

小松本社長 北川 賢一

構成員 小松市浮城町76番地1

株式会社トーケンリンク

代表取締役 伊野 博俊

金沢市中村町31番47号

株式会社山岸建築設計事務所

代表取締役 山岸 敬広

小松市一針町ヌ6 1 番地 1

有限会社佐々木不動産

代表取締役 佐々木 邦博

- 6 主な事業内容 事業区域内の既存建物の解体，地域優良賃貸住宅の設計，建設，所有権移転及び余剰地における分譲宅地などの整備
- 7 事業期間 本契約の日から令和4年2月26日まで
- 8 事業用地 事業区域内の本市の行政財産を，事業期間が終了するまでの間，無償で貸し付ける。

議案第90号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画 の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、小松市の辺地総合整備計画を次のとおり定める。

総 合 整 備 計 画 書

石川県小松市旧金野村辺地

(辺地の人口 658人 面積 8.11km²)

1 辺地の状況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

大野町字なし，大野町チ，大野町ト，大野町ニ，大野町ヨ，大野町リ，大野町ル，大野町レ，大野町子，大野町丑，大野町寅，大野町卯，大野町辰，大野町巳，大野町向，大野町清六谷，大野町糸谷，大野町滝上，大野町前ノ山，大野町茶臼山，大野町イキツキ，大野町コバサマ，大野町一ノ谷，大野町信三郎谷，大野町ヒナ谷，大野町野山，大野町橋爪山，大野町杉上谷，大野町大谷，五国寺町，正蓮寺町，花坂町イ，花坂町タ，花坂町チ，花坂町ト，花坂町ハ，花坂町ヘ，花坂町ホ，花坂町ム，花坂町ロ，花坂町中山，花坂町長坂，花坂町蛇谷，花坂町奥谷，花坂町臼谷，花坂町アザラ谷，花坂町柳谷

(2) 地域の中心の位置

五国寺町ホ102番地1

(3) 辺地度点数 100点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

市中心部から約10kmに位置する当地域の利便性の向上のため，道路橋りょうを整備する。また，当地域の活性化を図るため，産業振興施設を整備する。

3 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度までの5年間

(単位千円)

施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路橋りょう	小松市	250,000		250,000	250,000
土地改良	石川県	10,000		10,000	10,000
産業振興施設	小松市	780,000	80,000	700,000	700,000
下水処理施設	小松市	40,000	30,000	10,000	10,000
計		1,080,000	110,000	970,000	970,000

議案第91号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
小松市第一地区コミュニティセンター	小松市白江町ツ 108番地1	社会福祉法人 小松市社会福祉協議会	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで
中ノ峠物産販売施設	小松市中ノ峠町イ 88番地3	中ノ峠・嵐町 町内会	
もくもく工房	小松市長谷町ヨ 244番地	かが森林組合	
西俣キャンプ場	小松市西俣町ニ 217番地	西俣創造の森 振興会	
小松市大倉岳高原スポーツ・レクリエーション施設	小松市末広町72番 地	公益財団法人 小松市まちづくり市民財団	
松任地区学習等供用施設	小松市松任町107 番地1	松任町町内会	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
梅田地区学習等供用施設	小松市梅田町110 番地	梅田町町内会	
日末地区学習等供用施設	小松市日末町46番 地1	日末町内会	

向本折地区学習等 供用施設	小松市向本折町ネ 97番地	向本折地区協 議会
丸の内地区学習等 供用施設	小松市丸の内町一 丁目150番地	丸の内町町内 会
鶴ヶ島地区学習等 供用施設	小松市下牧町ホ95 番地1	鶴ヶ島町町内 会
浜佐美本地区学習 等供用施設	小松市浜佐美本町 64番地	浜佐美本町町 内会
松梨地区学習等供 用施設	小松市松梨町乙33 番地6	松梨町町内会
荒屋地区学習等供 用施設	小松市荒屋町甲85 番地	荒屋町町内会
細工地区学習等供 用施設	小松市細工町118 番地2	細工町町内会
上本折地区学習等 供用施設	小松市上本折町 109番地	上本折町町内 会
梯地区学習等供用 施設	小松市梯町ホ30番 地	梯町町内会
小島地区学習等供 用施設	小松市小島町ホ45 番地1	小島町町内会
大川第一地区学習 等供用施設	小松市大川町一丁 目16番地	大川町一丁目 町内会
佐美地区学習等供 用施設	小松市佐美町ニ28 番地	佐美町町内会
八幡地区学習等供 用施設	小松市八幡町69番 地	八幡町町内会
安宅第七地区学習 等供用施設	小松市安宅町ヨ 132番地	安宅町町内会

大島地区学習等供用施設	小松市大島町カ 164番地	大島町町内会
長崎地区学習等供用施設	小松市長崎町ホ 554番地	長崎町町内会
安宅新地区学習等供用施設	小松市安宅新町ニ 12番地22	安宅新町町内会
串茶屋地区学習等供用施設	小松市串茶屋町甲 30番地	串茶屋町町内会
犬丸地区学習等供用施設	小松市犬丸町甲27 番地	犬丸町町内会
城北地区学習等供用施設	小松市城北町204 番地	城北町町内会
大川第三地区学習等供用施設	小松市小寺町甲77 番地3	大川町三丁目町内会
安宅地区学習等供用施設	小松市安宅町ヨ 132番地	安宅町町内会
草野地区学習等供用施設	小松市草野町イ6 番地3	草野町内会
蛭川地区学習等供用施設	小松市蛭川町ヌ60 番地1	蛭川町内会
野田地区学習等供用施設	小松市野田町丙78 番地1	野田町町内会
土居原地区学習等供用施設	小松市土居原町 771番地	土居原町町内会
村松地区学習等供用施設	小松市村松町198 番地5	村松町町内会
大文字地区学習等供用施設	小松市大文字町 100番地3	大文字町町内会

長田地区学習等供用施設	小松市長田町ヲ 145番地	長田町町内会
島田地区学習等供用施設	小松市島田町リ6 番地	島田町町内会
上牧地区学習等供用施設	小松市上牧町は2 番地	上牧町町内会
今江南地区学習等供用施設	小松市今江町六丁 目133番地1	今江町内会
園地区学習等供用施設	小松市園町イ137 番地	園町町内会
本折地区学習等供用施設	小松市本折町133 番地	本折町町内会
あけぼの地区学習等供用施設	小松市あけぼの町 141番地	あけぼの町町内会
末広地区学習等供用施設	小松市末広町1番 地	末広町町内会
京地区学習等供用施設	小松市京町16番地 3	京町々内会
額見地区学習等供用施設	小松市額見町ヨ62 番地	額見町町内会
美原地区学習等供用施設	小松市美原町60番 地	美原町町内会
蛭川東地区学習等供用施設	小松市蛭川町丁 156番地17	東蛭川町町内会
天神地区学習等供用施設	小松市天神町76番 地1	天神町町内会
泉地区学習等供用施設	小松市泉町47番地	泉町町内会

平面地区学習等供用施設	小松市平面町リ88番地2	平面町町内会
串地区学習等供用施設	小松市串町6番地4	串町町内会
川辺地区学習等供用施設	小松市川辺町4番地6	川辺町町内会
東地区学習等供用施設	小松市東町79番地	東町町内会
白松地区学習等供用施設	小松市白江町へ102番地1	白松町町内会
大領地区学習等供用施設	小松市大領町口228番地	大領町町内会
幸地区学習等供用施設	小松市幸町三丁目69番地	幸町町内会
符津地区学習等供用施設	小松市符津町ワ8番地	符津町町内会
栄地区学習等供用施設	小松市栄町70番地3	栄町町内会
日の出地区学習等供用施設	小松市日の出町三丁目29番地5	日の出町町内会
南浅井地区学習等供用施設	小松市南浅井町ハ65番地	南浅井町町内会
沖地区学習等供用施設	小松市沖町口133番地	沖町町内会
希望丘地区学習等供用施設	小松市希望丘1番地91	希望丘町町内会
浮柳地区学習等供用施設	小松市浮柳町ハ2番地1	浮柳町町内会

大領中地区学習等 供用施設	小松市大領中町 一丁目390番地1	大領中町町内 会
殿町第一地区学習 等供用施設	小松市殿町一丁目 67番地	殿町一丁目町 内会
古府地区学習等供 用施設	小松市古府町丁75 番地	古府町町内会
高堂地区学習等供 用施設	小松市高堂町卜 161番地	高堂町町内会
育成地区学習等供 用施設	小松市下牧町一丁 目15番地2	育成町町内会
古城地区学習等供 用施設	小松市古城町95番 地2	古城町町内会
月美丘地区学習等 供用施設	小松市月美丘1番 地69	月美丘町内会
二ツ梨地区学習等 供用施設	小松市二ツ梨町 428番地	二ツ梨町町内 会
谷内地区学習等供 用施設	小松市河田町カ 183番地1	河田谷内町内 会
糸地区学習等供用 施設	小松市糸町2番地 20	糸町町内会
鹿地区学習等供用 施設	小松市吉竹町ね17 番地	鹿町町内会
東陵地区学習等供 用施設	小松市西軽海町一 丁目96番地	東陵校下連合 町内会
今江北地区学習等 供用施設	小松市今江町六丁 目133番地1	今江町内会
殿町第二地区学習 等供用施設	小松市殿町二丁目 20番地	殿町二丁目町 内会

吉竹地区学習等供用施設	小松市吉竹町か73番地	吉竹町町内会
新地区学習等供用施設	小松市小寺町甲84番地1	新町町内会
島地区学習等供用施設	小松市島町又189番地1	島町町内会
四丁地区学習等供用施設	小松市四丁町に83番地1	四丁町町内会
福乃宮地区学習等供用施設	小松市福乃宮町一丁目111番地	福乃宮町町内会
坊丸地区学習等供用施設	小松市坊丸町甲255番地	坊丸町町内会
本地区学習等供用施設	小松市本町三丁目22番地2	本町町内会
義仲地区学習等供用施設	小松市義仲町66番地	義仲町町内会
下栗津地区コミュニティ供用施設	小松市下栗津町フ1番地	下栗津町町内会
西軽海地区コミュニティ供用施設	小松市西軽海町四丁目37番地	西軽海町四丁目町内会
こまつまちづくり交流センター	小松市末広町72番地	公益財団法人 小松市まちづくり市民財団
小松市民センター		
小松市立東部児童センター		
小松市立西部児童センター		
小松市立北部児童		

センター			
小松市立老人福祉センター千松閣			
小松サン・アビリティーズ			
石川県立航空プラザ			
小松市民交流プラザ	小松市白江町ロ 105番地6	コムレイド, ラジオこまつ, ノーザン・ テースト共同 体	
末広体育館	小松市末広町72番 地	公益財団法人 小松市まちづ くり市民財団	
末広野球場			
末広陸上競技場			
末広相撲場			
末広屋内相撲場			
末広テニスコート			
末広幼児プール			
安宅海浜公園			
小松市念仏林グラウンド			
梯川ボートハウス			
石川県立小松屋内水泳プール			
末広屋外水泳プール			
小松市武道館			

小松市立矢田野子 育てセンター	小松市南陽町1番 地121	社会福祉法人 南陽福祉会
小松市立月津子育 てセンター	小松市向本折町ホ 31番地	社会福祉法人 松寿園
小松市立犬丸子育 てセンター	小松市蛭川町西15 番地1	犬丸学童クラ ブ運営委員会
小松市立中海子育 てセンター	小松市中海町山林 ニ8番地1	かすかみ学童 クラブ協議会
小松市立第一子育 てセンター	小松市白江町ハ73 番地1	特定非営利活 動法人第一児 童クラブ
小松市安宅コミュ ニティセンター	小松市安宅町ヨ 132番地	安宅町町内会

議案第92号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
Artist College こまつ観音下	大阪府大阪市西 区北堀江一丁目 19番1号	スーパープロジ ェット株式会社	令和3年4月1日から 令和13年3月31日まで

議案第93号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事項につき専決処分したので、同法同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決第14号 令和2年度小松市一般会計補正予算（第10号）

専決第14号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年11月25日

小 松 市 長 和 田 慎 司

令和2年度小松市一般会計補正予算（第10号）

令和 2 年度小松市一般会計補正予算 (第10号)

令和 2 年度小松市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ83,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59,884,846千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
20	繰入金	838,892	10,000	848,892
	1 基金繰入金	838,892	10,000	848,892
21	繰越金	68,476	360	68,836
	1 繰越金	68,476	360	68,836
22	諸収入	801,686	72,640	874,326
	4 雑入	560,849	72,640	633,489
	歳 入 合 計	59,801,846	83,000	59,884,846

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
7	商工費	12,594,853	83,000	12,677,853
	1 商工費	12,594,853	83,000	12,677,853
	歳 出 合 計	59,801,846	83,000	59,884,846

報告第15号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項につき専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

専決第13号 小松市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部
を改正する条例

報告第15号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項につき専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

専決第13号 小松市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部
を改正する条例

専決第13号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和2年11月19日

小 松 市 長 和 田 慎 司

小松市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例

小松市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例について

(小松市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正)

第1条 小松市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和39年小松市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合に」を「その年における延滞金特例基準割合に」に改める。

(小松市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 小松市後期高齢者医療に関する条例（平成20年小松市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合に」を「その年における延滞金特例基準割合に」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

(小松市介護保険条例の一部改正)

第3条 小松市介護保険条例（平成12年小松市条例第40号）の一部を次のよう

に改正する。

附則第6条中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合に」を「その年における延滞金特例基準割合に」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

（小松市道路占用料条例の一部改正）

第4条 小松市道路占用料条例（昭和29年小松市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合に」を「その年における延滞金特例基準割合に」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

（小松市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正）

第5条 小松市下水道事業受益者負担に関する条例（昭和54年小松市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合に」を「その年における延滞金特例基準割合に」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の小松市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例附則第3項、小松市後期高齢者医療に関する条例附則第6項、小松市介護保険条例附則第6条、小松市道路占用料条例附則第2項及び小松市下水道事業受益者負担に関する条例附則第4項の規定は、前項に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。